

津波避難用の架台(タワー)の取り扱いについて

平成23年春期部会

次のような津波避難用の架台(タワー)については、建築基準法施行令第 138 条第1項第四号に規定する工作物として取り扱う。

- (1) 架台が建築設備の架台など建築物の一部として利用されないこと。
- (2) 架台の下部が屋内的用途に供されない又は架台の床が屋根としての機能を果たさない(グレーチング、すのこ状)こと。

なお、建築物の屋上に構造計算上一体で設置する場合は建築物の一部として扱う。